

名古屋市教育委員会告示第27号

中村生涯学習センターの臨時休室について

名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）第3条第3項の規定に基づき、中村生涯学習センター体育室を令和6年12月12日から令和7年1月31日まで臨時休室します。

令和6年9月26日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課